

原油価格の上昇で影響を受ける 中小事業者の皆さまへ



原油高対策資金の取扱いを 令和3年12月1日より開始しました

- **対象要件** 原油価格上昇の影響を受け、市町村長からセーフティネット保証5号の認定を受けた方
- **融資条件**
 - ・ 融資限度額：運転・設備 1億円
 - ・ 償還期間：運転・設備 10年以内（据置2年以内）
 - ・ 融資利率：年1.4%（固定）
 - ・ 保証人：原則、法人代表者以外は不要
 - ・ 信用保証料：事業者負担 年0.5%
- **融資実行期限** 令和4年3月31日(木)まで
- **申込先** 県内各金融機関
- **申込書類** ①認定書(セーフティネット保証5号)
②金融機関必要書類、保証協会必要書類 など
具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

・セーフティネット保証5号（原油等の価格上昇）の要件

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下の要件のいずれも満たすこと。

- ①原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇(原油等の仕入単価の上昇率)
- ②売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上(原油等への依存率)
- ③最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること(価格転嫁の状況)

※上記について、事業所所在地の市町村長の認定を受けてください。

※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。

※指定業種については、中小企業庁のホームページで確認できます。

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

*なお、その他既存の県融資制度もありますので、下記へお問い合わせください。

*お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

●問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係 TEL 058-272-8389

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 TEL 0120-015-047

*融資のお申込み窓口は、県内各取扱金融機関です。

